

サービス利用の流れ①



1 | 相談する

市区町村の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

▶ 介護サービスが必要
▶ 住宅改修が必要 など

▶ 生活に不安があるが
どんなサービスを利用したらよいか
わからない など

▶ 介護予防に取り組みたい など

認定 要介護認定を受ける

要介護認定
の申請

要介護認定
(調査～判定)

市区町村の窓口等に申請して、
要介護認定を受けます。(▶ 下記参照)

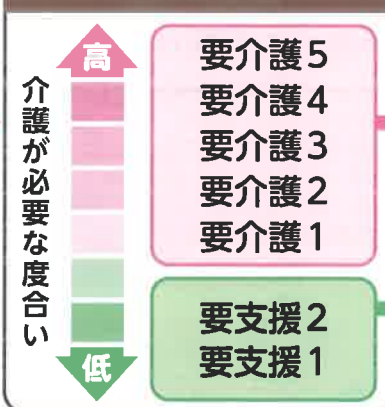
基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が
低下していないかを調べます。
(基本チェックリスト▶ 22ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを
希望する場合には、基本チェックリスト
による判定で、サービスを利用できます。

認定

要介護度



非該当

生活機能の低下が
みられる(事業対象者*)

自立した生活が送れる

介護サービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業
を利用していた方は引き続き利用
できる場合があります。

介護予防サービス
を利用できます。

総合事業

介護予防・生活支援
サービス事業
を利用できます。

一般介護予防事業
を利用できます。

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」
の対象者のことです。

認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

1 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます)

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

申請に
必要なもの

- ✓ 申請書 市区町村の窓口にあります。
- ✓ 介護保険証
- ✓ 健康保険の保険証

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査

市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。